

提案する諸条例等の制定要旨

議案第59号 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例  
制定について

この条例の一部改正は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を同法の施行の日からと定めています。

議案第60号 南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定  
について

この条例の一部改正は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）が改正されたことに伴い、幼稚園の保育料を決定するための市町村民税所得割額の算定について説明を追加するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第61号 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例  
制定について

この条例の一部改正は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき設置するいじめ問題調査委員会の公平性及び中立性をより一層確保するために、庶務担当部署を教育委員会学校教育課から総務部総務課に改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。